

危険物 Q & A 集

整理番号	39	区分	申請・届出	A	1	
質問	京都市内で危険物施設を設置したいときはどこに相談すればいいですか。					
回答	<p>指定数量以上の危険物施設の設置又は変更を御検討の場合は、消防局予防部危険物担当に御相談ください。</p> <p>指定数量未満の危険物に関する御相談は、管轄の消防署に御相談ください。</p> <p>(連絡先)</p>					
	消防署		電話番号		消防署	
	北消防署		491-4148		下京消防署	
	上京消防署		431-1371		南消防署	
	左京消防署		723-0119		右京消防署	
	中京消防署		841-6333		西京消防署	
	東山消防署		541-0191		伏見消防署	
	山科消防署		592-9755		消防局予防部	
<p>受付時間：土・日・祝日を除く平日 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く。）</p> <p>※ 検査等により不在となることがあるため、事前にお電話で日程の調整をお願いします。</p>						
根拠法令等	<p>危険物の規制に関する政令 第6条 危険物の規制に関する規則 第4条</p>					